

香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

平成19年4月1日

規則第14号

改正 平成27年12月21日 規則第4号

改正 平成28年 3月17日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第6条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第3条 条例第14条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によるものとする。

(本人等の確認に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第24条第3項、第27条第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示請求をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類で広域連合長が適当と認めるもの
- (2) 代理人（条例第13条第2項に規定する代理人をいう。以下同じ。）が開示請求をする場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、成年後見に関する登記事項証明書又は委任状その他代理人であることを証明する書類で広域連合長が適当と認めるもの
- (3) 遺族が開示請求をする場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類で広域連合長が適当と認めるもの

(保有個人情報開示決定通知書等)

第5条 条例第19条第1項及び第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる

決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第19条第1項の規定による保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）

(2) 条例第19条第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第4号）

(3) 条例第19条第2項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第5号）

（保有個人情報開示決定期間延長通知書）

第6条 条例第20条第2項に規定する通知は、保有個人情報開示決定期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定期間特例延長通知書）

第7条 条例第21条に規定する通知は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

（保有個人情報開示請求事案移送通知書）

第8条 条例第22条第1項に規定する通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第8号）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第9条 条例第23条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に係る意見照会書（様式第9号）により行うものとする。

2 条例第23条第2項及び第3項の規定による意見書は、保有個人情報の開示決定等に係る意見書（様式第10号）によるものとする。

3 条例第23条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（様式第11号）により行うものとする。

（写しの作成等に要する費用の額等）

第10条 条例第25条に規定する保有個人情報の写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第25条に規定する保有個人情報の写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 前2項の費用は、保有個人情報の写しの交付を受けるときに納付しなければならない。

4 保有個人情報の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第11条 条例第27条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第12号)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 条例第29条第1項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第13号)
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部について訂正をする旨の決定 保有個人情報一部訂正決定通知書(様式第14号)

2 条例第29条第2項に規定する通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第15号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定期間延長通知書)

第13条 条例第30条第2項において準用する条例第20条第2項に規定する通知は、保有個人情報訂正決定期間延長通知書(様式第16号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第14条 条例第31条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第17号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第15条 条例第32条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(様式第18号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止等請求書)

第16条 条例第34条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止等請求書(様式第19号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止等決定通知書等)

第17条 条例第36条第1項に規定する通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用停止等請求に係る保有個人情報の全部について利用停止等をする旨

の決定 保有個人情報利用停止等決定通知書（様式第20号）

(2) 利用停止等請求に係る保有個人情報の一部について利用停止等をする旨
の決定 保有個人情報一部利用停止等決定通知書（様式第21号）

2 条例第36条第2項に規定する通知は、保有個人情報利用等不停止決定通知書（様式第22号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止等決定期間延長通知書）

第18条 条例第37条第2項において準用する条例第20条第2項の通知は、保有個人情報利用停止等決定期間延長通知書（様式第23号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第19条 条例第39条の規定による通知は、審査会諮問通知書（第24号様式）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第20条 条例第45条に規定する公表は、個人情報取扱事務の登録件数、開示請求等の件数その他必要な事項について行うものとする。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月21日規則第4号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日規則第2号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

行政文書の種類	写しの作成の方法	金額
文書、図画及び写真	乾式複写機による写し（単色刷り）	1枚につき 100円
	乾式複写機による写し（多色刷り）	1枚につき 1000円
電磁的記録	録音テープに複写したもの	1巻（120分）につき 2000円
	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分）につき 3000円
	フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 500円
	光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートル再生専用型光ディスクの再生装置で再生が可能なものに限る。）に複写したもの	1枚につき 2000円

備考

- 1 行政文書（電磁的記録を除く。）の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画及び写真については、片面を1枚として算定する。

様式第1号（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務登録番号					
個人情報取扱事務の名称					
登録年月日		年 月 日			
変更年月日		年 月 日			
個人情報取扱事務区分		<input type="checkbox"/> 共通事務 <input type="checkbox"/> 個別事務			
個人情報取扱事務を所管する組織の名称					
個人情報取扱事務の目的					
個人情報取扱事務の根拠法令等					
個人情報の対象者					
個人情報 の記録 項目	基本的事項	心身の状況	家庭生活	社会生活	思想、宗教等
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 印影 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害の程度 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 家庭の状況 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住環境 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位・役職 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 口座情報 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他 ()
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第7条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内及び他の実施機関 <input type="checkbox"/> 県内市町 <input type="checkbox"/> 国、県その他官公庁 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の目的外利用・外部提供の範囲		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第8条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内の他の所属 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 県内市町 <input type="checkbox"/> 国、県その他官公庁 <input type="checkbox"/> その他 ()			
個人情報の外部提供の方法		<input type="checkbox"/> 電子計算機処理組織を使用 <input type="checkbox"/> 手作業処理			
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()			
法令等による閲覧等の制度の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 法令等名 ()			
備考欄					

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者 氏 名
郵便番号
住 所
電話番号

保有個人情報開示請求書

香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付（送付希望 有 ・ 無）

開示請求に係る保有個人情報の本人以外の方が開示請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

保有個人情報 の本人の 氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号（ ） —
代理人による開示請求 の場合の本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人	
死亡した者の保有個人情報 の開示請求の場合 の死亡した者との関係	1 死亡した者の配偶者又は 2 親等内の血族 2 死亡した者の 3 親等内の親族（1 に該当する者がいない場合に限る。）	

注 1 請求の際には、本人、代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

2 本人の委任による代理人の場合は、保有特定個人情報に限る。

《処理欄》この欄には、記入しないでください。

請求者確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人等 の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）
受付年月日	
事務担当課等	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
開示の日時	年 月 日（曜日） 午前 時 分 午後
開示の場所	
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	

- 注 1 当日は、上記の開示場所においてこの通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本等）を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を事務担当課等にご連絡ください。
- 3 この処分に対し、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合（訴訟においては、香川県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、香川県後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
開示の日時	年 月 日（曜日） 午前 時 分 午後
開示の場所	
開示をしないと 決定した部分	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

- 注 1 当日は、上記の開示場所においてこの通知書を提示するとともに、本人、代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本等）を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を事務担当課等にご連絡ください。
- 3 この決定に対し、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第 年 月 日
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合（訴訟においては、香川県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、香川県後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
保有個人情報を 開示しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備 考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示決定期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり開示決定の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
当初の決定期間 満了日	年 月 日
延長後の決定期間 満了日	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示決定期間特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第21条の規定により、次のとおり開示決定の期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容		
当初の決定期間の 満了日	年 月 日	
保有個人情報のうち の相当の部分につい て開示決定等をする 期限及びその部分	期 限	年 月 日
	部 分	
残りの保有個人情報 にについて開示決定 等をする期限	年 月 日	
条例第21条を適用 する理由		
事 務 担 当 課 等	電話番号 () -	
備 考		

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで開示請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

この保有個人情報の開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関で行うことになります。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
移送した実施機関に おける事務担当課等	電話番号（ ） ー
移送を受けた実施 機関における事務 担当課等	電話番号（ ） ー
移 送 し た 日	年 月 日
移 送 し た 理 由	
備 考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の開示決定等に係る意見照会書

年 月 日付けで、 に関する情報が記録されている保有個人情報の開示請求がありましたので、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に記録されているあなたの情報の内容	
意見を求める理由	
意見書の提出期限	年 月 日
意見の提出先 (事務担当課等)	電話番号 () -
備 考	

注 指定した期限までに意見書が提出されないときは、当該保有個人情報を開示しても支障ないものとみなします。

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 殿

氏 名

〔法人その他の団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名〕

郵便番号

住所（所在地）

電話番号

保有個人情報の開示決定等に係る意見書

年 月 日付けで照会のありましたことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
開示決定に対する 支障の有無	有 ・ 無
意 見	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報の開示決定に係る通知書

年 月 日付けで照会しました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 3 条第 3 項の規定により、次のとおり開示（一部開示）することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合（訴訟においては、香川県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、香川県後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
開示請求年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたの情報の内容	
開示を実施する日	年 月 日
開示を決定した処分	年 月 日
開示をすることとした理由	
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者 氏 名
郵便番号
住 所
電話番号

保有個人情報訂正請求書

香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の件名又は内容		
訂正請求の箇所		
訂正請求の内容	訂正前	
	訂正後	
備 考		

訂正請求に係る保有個人情報の本人以外の方が訂正請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号（ ） —
代理人による訂正請求の場合の本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人	
死亡した者の保有個人情報の訂正請求の場合の死亡した者との関係	1 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 2 死亡した者の3親等内の親族（1に該当する者がいない場合に限る。）	

注 1 請求の際には、本人、代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

2 本人の委任による代理人の場合は、保有特定個人情報に限る。

《処理欄》この欄には、記入しないでください。

請求者確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人等の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）
受付年月日	
事務担当課等	

様式第13号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容		
訂正する箇所		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
事務担当課等	電話番号（ ） -	
備考		

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報一部訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり一部を訂正することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合（訴訟においては、香川県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、香川県後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

訂正請求に係る保有個人情報の件名又は内容		
訂正する部分	訂正する箇所	
	訂正の内容	訂正前
		訂正後
	訂正年月日	年 月 日
訂正しない部分	訂正しない箇所	
	訂正しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） ー	
備考		

第 年 月 日 号

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第29条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合（訴訟においては、香川県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、香川県後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

訂正請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
訂正請求の箇所	
訂正しない理由	
事務担当課等	電話番号（ ） —
備考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正決定期間延長通知書

年 月 日付で訂正請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第2項において準用する第20条第2項の規定により、次のとおり訂正決定の期間を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
当初の決定期間 満了日	年 月 日
延長後の決定期間 満了日	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

この保有個人情報の訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関で行うことになります。

訂正請求に係る 保有個人情報の 件名又は内容	
移送した実施機 関における事務 担当課等	電話番号（ ） ー
移送を受けた実 施機関における 事務担当課等	電話番号（ ） ー
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備 考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報訂正通知書

年 月 日付け 第 号にて提供した保有個人情報について、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第32条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の件名又は内容	
訂正の実施をした具体的内容	
訂正を実施した日	年 月 日
事務担当課等	電話番号（ ） ー
備考	

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 殿

請求者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

保有個人情報利用停止等請求書

香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
利用停止等請求の箇所及びその内容	
請求の理由	
備考	

利用停止等請求に係る保有個人情報の本人以外の方が利用停止等請求をする場合には、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	電話番号（ ） -
代理人による利用停止等請求の場合の本人との関係	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人	
死亡した者の保有個人情報の利用停止等請求の場合の死亡した者との関係	1 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 2 死亡した者の3親等内の親族（1に該当する者がいない場合に限る。）	

注 1 請求の際には、本人、代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

2 本人の委任による代理人の場合は、保有特定個人情報に限る。

《処理欄》この欄には、記入しないでください。

請求者確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人等の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ）
受付年月日	
事務担当課等	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報利用停止等決定通知書

年 月 日付けで利用停止等請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり利用停止等を行うことと決定しましたので通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
利用停止等する箇所及びその内容	
利用停止等年月日	年 月 日
事務担当課	電話番号（ ） ー
備考	

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報一部利用停止等決定通知書

年 月 日付けで利用停止等請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり一部を利用停止等することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合（訴訟においては、香川県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、香川県後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

利用停止等請求に係る保有個人情報の件名又は内容		
利用停止等する部分	利用停止等する箇所	
	利用停止等の内容	利用停止等前
		利用停止等後
	利用停止等年月日	年 月 日
利用停止等しない部分	利用停止等しない箇所	
	利用停止等しない理由	
事務担当課等	電話番号 () -	
備考		

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報利用等不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止等請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 6 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止等をしないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合長に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、香川県後期高齢者医療広域連合（訴訟においては、香川県後期高齢者医療広域連合を代表する者は、香川県後期高齢者医療広域連合長になります。）を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

利用停止等請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
利用停止等請求の箇所	
利用停止等しない理由	
事務担当課等	電話番号 () -
備考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

保有個人情報利用停止等決定期間延長通知書

年 月 日付けで利用停止等請求がありました保有個人情報については、香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第37条第2項において準用する第20条第2項の規定により、次のとおり利用停止等決定の期間を延長しましたので通知します。

利用停止等請求に係る保有個人情報の件名又は内容	
当初の決定期間満了日	年 月 日
延長後の決定期間満了日	年 月 日
延長の理由	
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

第 号
年 月 日

様

香川県後期高齢者医療広域連合長

審 査 会 諮 問 通 知 書

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求については、
香川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 3 9 条の規定により、次
のとおり香川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮
問しましたので通知します。

審査請求の対象と なった開示決定等	
審査請求の内容	
諮 問 し た 日	年 月 日
事 務 担 当 課 等	電話番号 () -
備 考	